

令和6年10月17日

会員各位

大阪府宅地建物取引業協会  
なにわ京阪支部  
支 部 長 辻本 和男  
綱紀自主規制委員長 西口 広嗣

### 不法屋外広告物の実態調査について

この度、上記調査が実施されますが、この調査は大阪府下の不動産業界4団体（宅建・全日・FRK・全住協）共同のもので、不法屋外広告物について同時期に一斉に調査を行い、その調査報告に基づき、掲出業者には是正を求めるものです。不法屋外広告物撤去活動（かたづけ・たい）とは趣旨が異なり、広告物を撤去するのではなく、掲出状況の確認と写真撮影のみが行われます。日常的にご留意いただくため、具体的な調査日時についてはご通知しないことになりました。

最近は、違法な電ビラや矢印看板などもほぼなくなりましたが、これは、以前からの継続した調査と皆様の意識の高まりが結果として表れているものと思います。

日頃より、最新の注意を払っていただいているかとは存じますが、より一層のご対応をお願い致します。

#### 記

1. 調査対象広告物：不法屋外広告物（電ビラ、のぼり旗、立看板など）
2. 調査範囲：支部管轄区域
  - ①主要幹線道路（国道・府道・市道等）
  - ②不動産業者の出店過密地域
  - ③駅前、地下鉄出口付近
  - ④その他の公道（例：建売の多い住宅地周辺）
3. 対象業者：不動産業者（当協会会員、全日協会会員、自主供託業者の区別なし）

以上